

平成 29 年 12 月 28 日
商 工 中 金

休眠預金等活用法に関するお知らせ

平成 30 年 1 月 1 日より、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（休眠預金等活用法）が施行されます。

この法律により、当金庫にお預けいただいている長期間ご利用のない預金は、最終異動日等から 10 年 6 か月を経過する日までに当金庫において公告を行ったうえで、預金保険機構に移管されます。

なお、休眠預金として預金保険機構へ移管された場合でも、印鑑や通帳、本人確認資料をお持ちいただくことで、払戻しが可能です。

- 休眠預金等活用法について詳しくは以下をご覧ください。
⇒[「休眠預金等活用法に関するお知らせ」](#)
- 本制度の開始に伴い、預金規定を改正いたしました。預金規定につきましては以下よりご確認ください。
⇒[「預金規定」](#)